

小学生以下は
令和5年8月診療分から

中・高校生等は
令和6年4月診療分から



医療費が無料になります！



令和5年8月より「乳幼児等医療費助成事業」の名称を「子ども医療費助成事業」へ変更し、次のとおり対象者を拡大します。

◆拡大内容 (①~③が拡大部分)

※保険診療適用外の医療費や入院時の食事代は助成の対象外。

対象	現在		令和5年8月診療分から		令和6年4月診療分から	
	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯
小学生	自己負担なし	1割負担	自己負担なし	自己負担なし(①)	自己負担なし	自己負担なし
所得制限で助成対象外の未就学児・小学生	対象外(2割または3割負担)		自己負担なし(②)		自己負担なし	
中学生・高校生等	対象外(3割負担)		対象外(3割負担)		自己負担なし(③)	

※高校生等…15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方
※在学や就労の有無は問わない。

◆助成方法など

★課税世帯の小学生(上表①)



1割負担 → 「自己負担なし」に！

- 対象 平成23年4月2日～同29年4月1日生まれの方
- 申請 不要
- 受給者証 7月下旬に交付
- 助成方法 現物給付(※)

★これまで所得制限で助成対象外の未就学児・小学生(上表②)



対象外(2割または3割負担) → 「自己負担なし」(所得制限なし)に！

- 対象 平成23年4月2日以降に生まれた方
- 申請 必要【8月中に申請のご案内を送付します。保険係(1階6番窓口)へ必要書類を提出してください。】
- 受給者証 9月下旬に交付
- 助成方法 8～9月分：償還払い(※)
10月分～：現物給付(※)

令和5年8月

★中学生・高校生等(上表③)

※所得制限はありません。



対象外(3割負担) → 「自己負担なし」に！

- 対象 平成18年4月2日～同24年4月1日生まれの方
- 申請 必要【10～11月に申請のご案内を送付します(平成23年4月2日～同24年4月1日生まれの方を除く)。保険係(1階6番窓口)へ必要書類を提出してください。】
- 受給者証 令和6年3月に交付
- 助成方法 現物給付(※)

令和6年4月

※現物給付：受給者証を医療機関の窓口で提示することにより自己負担が無料となります。

償還払い：医療機関の窓口で一度自己負担となりますが、申請することにより自己負担分を助成します。対象の方には受給者証とあわせて申請書を送付しますので、保険係(1階6番窓口)で申請してください。**申請には領収書が必要です。8～9月に医療機関を受診した場合は必ず保管をお願いします。**

◎重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の対象の方には例年どおり7月下旬に受給者証を交付します。平成18年4月2日～同29年4月1日生まれの方は、届いた受給者証を医療機関に提示することにより子ども医療費助成と同様に課税世帯の小学生は8月から、中学生・高校生等は令和6年4月から無料となります。

関保険係TEL 74-4745